

シリーズ 西脇市自治基本条例
⑥地域自治組織

自治基本条例について今年1月からシリーズでお伝えしてきましたが、今回はこれからのまちづくり（地域の自治）を進めていくための組織「地域自治組織」についてお伝えします。

自治基本条例では、持続可能な地域自治を推進するための仕組みとして、「地域自治協議会」について定めようとしています。

地域自治協議会とは、最も基礎的なコミュニティである自治会（町内会）を基本に、一つの自治会（町内会）だけでは対応できない課題を地区全体で協力して解決していくための仕組みで、区長会を中心に、まちづくり協議会や各種団体の連携を強め、役割分担を考え直し、機能性の高い持続可能なまちづくりをしていこうとする考え方です。

地域自治協議会を検討する背景

- 防災や防犯、安全、教育などの分野で地域の力が求められている。
- 地域特性を生かした住民によるまちづくりが求められている。
- 若者の都市への流出や、出生数の低下などにより高齢化率が高くなってきている。
- 区長や町内会長などは、大変多忙であることから、新しい担い手（若者、女性、新規参入者など）の発掘が必要となっている。
- 自治会やまちづくり協議会、各種団体で、後継者不足が深刻化してきており、新しい担い手が参画できる体制づくりが必要となっている。

このような中、人口減少に対応できる、持続可能な地域自治組織について検討する必要があります。今回は、この「地域自治組織」についてさらに詳しく説明します。

このコーナーでは、より暮らしやすく住みよい「西脇市らしい」まちづくりの実現を目指した「西脇市自治基本条例」の制定に向けての取り組みや内容をお伝えしていきます。準備段階から市民の皆さんに知っていただくことでより良い条例を作り上げようとするものです。ご意見やご質問などがありましたら、下記までご連絡ください。

◆問合せ ふるさと創造部まちづくり課
(市役所内線523)



▲屋根に設置された太陽光パネル

クリーンエネルギーを導入しませんか
太陽光パネル設置費用を助成

西脇市では、家庭における二酸化炭素の排出抑制と再生可能エネルギーの活用を促進するため、太陽光発電システムを設置される個人に対する助成を始めました。太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを出さないクリーンなエネルギーで、発電した電気は家庭で使う量を上回った場合、売ることもできます。設置を検討している方はぜひこの助成制度をご利用ください。

助成の対象は!?

次の(1)から(4)の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1)市内に住所を有する個人の方
- (2)自分が住む市内の住宅にシステムを設置する方、またはシステム付きの住宅を購入される方
- (3)国の平成24年度補助金交付決定通知書を受けている方
- (4)市税等を滞納していない方

品券」を交付することで助成します。システム1kw当たり35,000円とし、上限は10万円です。

申請の方法は!?

国の「補助金申込受理決定通知書」を受けとった後、市へ助成申込書を提出してください。工事後に国から送られてくる「補助金交付決定通知書」を付けて助成申請書を提出してください。

対象の設備は!?

太陽光発電普及拡大センターの補助要件に該当するシステムで、市内業者で施工したまたは市内業者から購入した住宅に設置されたシステムが対象です。

補助金の額は!?

※市内業者は、市税等を滞納していないことが要件です。

平成24年6月1日から予算の範囲内で受け付け、先着順とします。助成申請書の提出は平成25年3月31日までとなります。

▼申込み・申請 商工労政課
・商工労政課
(市役所内線2081)
・生活環境課
(市役所内線393)

家計にも地球にもやさしく

上王子町 八重 誠さん

どれだけ発電したかが目で見て分かるので、太陽光パネルを設置してからは、節電しようという意識がさらに高まりました。昼間に発電した電気を売ることができるので、去年の電気代の支払いは、年間で43円と家計も助かっています。また、二酸化炭素の発生を抑えられるので、地球環境にやさしい生活が送れています。

西脇市職員を募集します (平成25年4月採用)

市では、平成25年4月採用の職員を募集します。幅広い知識と思考力、強い責任感と社会性、時代の変化に機敏に対応できる情報力と豊かな個性を持った人材を求めています。詳細は試験案内をご覧ください。

▼募集職種

- 一般事務職(4名程度)
昭和63年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学・短期大学以上(専門学校・専修学校を除く。)を卒業、または平成
- 土木職(若干名)
昭和57年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学・短期大学・高

25年3月に卒業見込みの方

○一般事務職「社会人経験者」(若干名)
昭和57年4月2日～昭和63年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学・短期大学以上(専門学校・専修学校を除く。)を卒業後、民間企業などでの職務経歴が3年以上ある方

- 等専門学校以上(専門学校・専修学校を除く。)をこの職に関する専門課程を修めて卒業、または平成25年3月に卒業見込みの方
- ▼受付期間
6月11日(月)～29日(金)
- ▼第1次試験
7月22日(日)
- ▼第2次試験
8月19日(日)
- ▼合格発表
10月上旬
- ▼試験案内・申込書の配布
申込手続きは市役所まで
6月1日(金)～
- ▼配布場所 総務部総務課
(市役所2階)
- ▼郵便で請求する場合
西脇市総務部総務課
(市役所内線209)
〒677-8511
西脇市郷瀬町605

就学援助制度をご利用ください

市では、家庭の実情に応じて小・中学校に通っている子どもの学用品や給食などの費用の一部を援助しています。制度の概要をお知らせしますので、援助を希望される方は、今月6日から18日までの間に申請してください。



申請の時期と方法

- ◆平成23・24年度に次のいずれかに該当する方
 - ①生活保護を停止または廃止になった方
 - ②市民税の非課税または減免の取扱いを受けた方
 - ③国民健康保険税の減免または徴収猶予の取扱いを受けた方
 - ④平成23年中(平成23年1月～12月)の家族の合計所得が基準額以下の方
- ※左表をご覧ください。
- ◆保護者の失業や死亡などその他特別な理由がある方

■合計所得の基準額

世帯	基準額
2名	1,501,300円
3名	2,009,800円
4名	2,249,000円
5名	2,703,100円
1名増えること	404,400円加算

- ▼受付期間
6月6日(水)～18日(月)
- ▼提出書類
①西脇市就学援助認定申請書 兼誓約書
※用紙は、学校または教育委員会学校教育課にあります。
- ②証明書など
- ・平成24年1月1日に西脇市に住民登録がない方は旧住所地の市区町村が発行する課税証明書
- ・その他特別な理由の根拠等が証明できる書類
- ▼支給 年3回
※7月1日以降に申請すると援助金は申請月の翌月からの支給となります。受付期間内に申請してください。
- ▼問合せ 学校教育課
(市役所内線5051・5056)

預かり保育指導員を募集

- ▼資格要件
○幼稚園教員免許または保育士資格をお持ちの方
- 西脇と日野幼稚園の交互の勤務が可能な方
- ▼勤務時間
○月～金曜日
午後2時～6時半
○土曜日や長期休業期間
午前8時～午後6時半
- ▼募集人数 1名
- ▼問合せ 学校教育課
(市役所内線507)